

我孫子市からの質問・意見

(1) 除染費用について〈項目12〉

- 1) 除染費用に関する賠償の枠組みを早急に示されたい。なお、国が財政支援の対象としていない基準・工法による除染に係る費用についても、賠償の対象とすること。
- 2) 個人・事業者や公営企業（水道事業）が実施した除染に係る費用の賠償についても、早急に枠組みを示し真摯に対応すること。

【質問の背景】

- 1) 我孫子市は、新聞等で「ホットスポット」と報道された千葉県北西部に位置し、特に子どもの健康被害に対する市民の不安は非常に大きいものであった。
市民の不安を解消するべく、子どもの生活空間を最優先に公共施設や民有地の除染に取り組んだが、住宅の除染に関しては、国が示した基準は子どもへの配慮がなされておらず（保育園や小学校などは高さ50cmの測定値を基準としているが、住宅は子どもがいる・いないに関わらず高さ1m）、また、国の財政支援の対象となる除染工法が限定的であり、市民の理解と安心を得るには不十分であった。
そのため、小学生までの子どもがいる住宅は高さ50cmの測定値で除染の実施を判断するなど、国より厳しい市の独自基準を設け、市民の理解と協力のもとで除染を進めてきた。
独自基準に基づく除染に要した経費は、国の財政支援の対象外のため現在は本市が立て替えている状況にあるが、こうした対応を余儀なくされたのは全て原発事故の発生に起因するものであり、事故の原因者である貴社が負担すべきものである。
- 2) 自主的に住宅等の除染を行った市民・事業者から、要した経費の賠償請求に関する相談を受けている。また、公営企業（水道事業）でも独自に除染を行っているが、貴社は、これらの主体が行った除染に係る費用についても、賠償の枠組みを示していない。除染は、原因者自らが本来実施すべきものであることを改めてよく認識し、賠償に対して真摯に取り組むべきである。

我孫子市からの質問・意見

(2) 人件費について〈項目13〉

放射能対策に要した人件費は、勤務時間の内外を問わず、すべて賠償の対象とすること。

【質問の背景】

原発事故に伴い発生した、放射線量測定、除染、放射能に関する市民からの問い合わせへの対応をはじめとする放射能対策業務について、その内容・量から既存の部署で兼務することは困難なため、我孫子市では、専門部署を新たに設置してこれに対処してきた。

貴社は、人件費に係る賠償は限定された期間の時間外しか対象としていないが、当該部署に配置された職員は、本来ならば原因者である貴社が担うべき業務に、当然のことながら勤務時間の内外を問わず従事しており、これに係る人件費こそ賠償すべきである。